

1 事業名

所沢市国民健康保険税条例の一部改正

2 事業の概要

国民健康保険税の賦課限度額について、国民健康保険の財政状況を踏まえ、所沢市国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申を尊重の上検討した結果、平成29年度分から賦課限度額を変更するため、本条例の一部改正を行うものである。

併せて、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

【改正の主な概要】

- (1) 医療給付費分賦課限度額を51万円から54万円に、後期高齢者支援金等分賦課限度額を16万円から19万円に、介護納付金分賦課限度額を14万円から16万円にそれぞれ引き上げ、合計81万円から89万円に引き上げる。
- (2) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の創設

3 他自治体の類似する政策等

- (1) 国民健康保険税の賦課限度額は、地方税法に基づき保険者である市町村ごとに条例で規定している。

賦課限度額合計89万円に改定、又は改定予定の県内市町村は以下のとおりである。

- ・平成28年4月1日改定：毛呂山町、小川町、上里町、寄居町ほか
- ・平成29年4月1日改定予定：川越市、越谷市、川口市、入間市ほか

- (2) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の創設は、法の施行に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律等

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・資料 1 平成 28 年度法定賦課限度額に引き上げた場合の所得階層別世帯状況表
- ・資料 2 法定賦課限度額の推移

議案第106号 所沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(課税額)

第2条 略

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得

(課税額)

第2条 略

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が51万円を超える場合には、基礎課税額は、51万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、16万円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が14万円を超える場合には、介護納付金課税額は、14万円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得

た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1)~(3) 略

附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 略

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第3条の2、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第19条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特

た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号エに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)の合算額とする。

(1)~(3) 略

附 則

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 略

例適用利子等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第3条の2、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第19条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.3 略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.4 略

(平成22年度以後の年度分の国民健康保険税の減免の特例)

1.5 略

(平成27年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額の特例)

1.6 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.1 略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.2 略

(平成22年度以後の年度分の国民健康保険税の減免の特例)

1.3 略

(平成27年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額の特例)

1.4 略

<平成28年度法定賦課限度額に引き上げた場合の所得階層別世帯状況表>

資料1

1 影響を受ける世帯 増額となる世帯:4.62%、影響を受けない世帯:95.38%

2 所得階層別の影響を受ける世帯

総所得	世帯数		賦課限度額を引き上げた場合の影響(増額)世帯数等						
			内、影響(増額)世帯数		平均増額(円)		最大増額(円)		
33万円以下	18,976		5(0.03%)		25,500		30,000		
資産割有	資産割無	5,551	13,425	5	0	25,500	0	30,000	0
100万円以下	8,122		5(0.06%)		29,300		30,000		
資産割有	資産割無	3,751	4,371	5	0	29,300	0	30,000	0
200万円以下	12,885		7(0.05%)		27,729		30,000		
資産割有	資産割無	7,100	5,785	7	0	27,729	0	30,000	0
300万円以下	6,854		20(0.29%)		25,610		32,500		
資産割有	資産割無	4,198	2,656	20	0	25,610	0	32,500	0
400万円以下	3,402		34(1%)		26,112		30,000		
資産割有	資産割無	2,345	1,057	34	0	26,112	0	30,000	0
500万円以下	1,622		92(5.67%)		18,165		45,400		
資産割有	資産割無	1,204	418	81	11	19,825	5,945	45,400	17,800
600万円以下	824		302(36.65%)		16,004		56,200		
資産割有	資産割無	652	172	252	50	17,216	9,898	56,200	50,000
700万円以下	517		493(95.36%)		24,484		60,000		
資産割有	資産割無	438	79	421	72	26,041	15,379	60,000	51,000
800万円以下	336		329(97.92%)		51,439		60,000		
資産割有	資産割無	279	57	273	56	52,764	44,980	60,000	60,000
900万円以下	236		235(99.58%)		55,636		60,000		
資産割有	資産割無	199	37	198	37	56,222	52,497	60,000	60,000
1,000万円以下	143		143(100%)		58,316		60,000		
資産割有	資産割無	114	29	114	29	57,888	60,000	60,000	60,000
1,000万円超	868		865(99.65%)		62,964		80,000		
資産割有	資産割無	768	100	766	99	63,274	60,157	80,000	80,000
合計	54,785		2,530(4.62%)		44,760		80,000		
資産割有	資産割無	26,599	28,186	2,176	354	45,671	39,052	80,000	80,000

※ 1 現行の所沢市国民健康保険税賦課限度額は81万円(医療給付費分:51万円、後期高齢者支援金等分:16万円、介護納付金分:14万円)であり、平成28年度法定賦課限度額は89万円(医療給付費分:54万円、後期高齢者支援金等分:19万円、介護納付金分:16万円)である。

2 平成28年3月31日時点で資格を全部喪失した世帯及びその世帯の調定額は含まれない。

3 改正の影響を受ける2,530世帯の内、8万円増額は175世帯、6万円増額は393世帯である。

法定賦課限度額の推移

適用年度	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合 計
平成22年度	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円

※ 現在の所沢市国民健康保険税賦課限度額は、平成26年度法定賦課限度額を適用している。